

2020年7月10日

各 位

会 社 名 ニューラルポケット株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 重松 路威
(コード番号：4056 東証マザーズ)
問 合 せ 先 取締役 CFO 財務管理部長 染原 友博
(TEL 03-5157-2345)

募集株式発行並びに株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

2020年7月10日開催の当社取締役会において、当社普通株式の東京証券取引所マザーズ市場への上場に伴う募集株式発行並びに株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 公募による募集株式発行の件

- | | |
|---------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式415,000株 |
| (2) 募集株式の払込金額 | 未定(2020年7月31日開催予定の取締役会で決定する。) |
| (3) 払込期日 | 2020年8月19日(水曜日) |
| (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 | 増加する資本金の額は、2020年8月12日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (5) 募集方法 | 発行価格での一般募集とし、みずほ証券株式会社、野村証券株式会社、SMB C日興証券株式会社、大和証券株式会社、いちよし証券株式会社、株式会社SBI証券、マネックス証券株式会社、楽天証券株式会社及び岡三証券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取引受けさせる。
引受価額は発行価格と同時に決定するものとし、引受価額が払込金額を下回る場合は、本公募による募集株式発行を中止する。 |
| (6) 発行価格 | 未定(募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案の上、2020年8月12日に決定する。) |
| (7) 申込期間 | 2020年8月13日(木曜日)から
2020年8月18日(火曜日)まで |
| (8) 申込株数単位 | 100株 |
| (9) 株式受渡期日 | 2020年8月20日(木曜日) |
| (10) 引受人の対価 | 引受手数料は支払われず、これに代わるものとして、発行価格から引受価額を差し引いた額の総額が引受人の手取金となる。引受価額は発行価格と同時に決定する。 |
| (11) 払込取扱場所 | 株式会社三井住友銀行 日比谷支店 |
| (12) 前記各項を除くほか、本公募による募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。 | |
| (13) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。 | |

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出し届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

2. 引受人の買取引受による株式売出しの件

- | | | |
|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| (1) 売出株式の種類及び数 | 当社普通株式 | 163,000株 |
| (2) 売出人及び売出株式数 | 東京都港区
重松 路威 | 133,600株 |
| | 東京都港区
ミシュースティン ドミートリ | 29,400株 |
| (3) 売 出 方 法 | 売出価格での一般向けの売出しとし、みずほ証券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取引受けさせる。 | |
| (4) 売 出 価 格 | 未定（上記1. における発行価格と同一となる。） | |
| (5) 申 込 期 間 | 上記1. における申込期間と同一である。 | |
| (6) 申 込 株 数 単 位 | 上記1. における申込株数単位と同一である。 | |
| (7) 株 式 受 渡 期 日 | 上記1. における株式受渡期日と同一である。 | |
| (8) 引 受 人 の 対 価 | 引受手数料は支払われず、これに代わるものとして一般向けの売出しにおける売出価格から引受価額を差し引いた額の総額が引受人の手取金となる。引受価額は、上記1. における募集株式の引受価額と同一となる。 | |
| (9) | 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1. の公募による募集株式発行が中止となる場合、本引受人の買取引受による株式売出しも中止される。 | |

3. オーバーアロットメントによる株式売出しの件

- | | | |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| (1) 売出株式の種類及び数 | 当社普通株式 | 86,700株（上限） |
| (2) 売出人及び売出株式数 | 売出人 東京都千代田区大手町一丁目5番1号
みずほ証券株式会社 | |
| | 売出株式数 当社普通株式 | 86,700株（上限） |
| | （売出株式数は上限を示したものであり、需要状況により減少し、又は本オーバーアロットメントによる株式売出しそのものが中止される場合がある。なお、売出株式数は、需要状況を勘案した上で、2020年8月12日（発行価格等決定日）に決定される。） | |
| (3) 売 出 方 法 | 売出価格での一般向けの売出しである。 | |
| (4) 売 出 価 格 | 未定（上記1. における発行価格と同一となる。） | |
| (5) 申 込 期 間 | 上記1. における申込期間と同一である。 | |
| (6) 申 込 株 数 単 位 | 上記1. における申込株数単位と同一である。 | |
| (7) 株 式 受 渡 期 日 | 上記1. における株式受渡期日と同一である。 | |
| (8) | 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1. の公募による募集株式発行が中止となる場合、本オーバーアロットメントによる株式売出しも中止される。 | |

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出し届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

4. 第三者割当による募集株式発行の件

- | | |
|------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 86,700株 |
| (2) 募集株式の払込金額 | 未定（上記1.における募集株式の払込金額と同一とする。） |
| (3) 申込期日 | 2020年9月23日（水曜日） |
| (4) 払込期日 | 2020年9月24日（木曜日） |
| (5) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 | 増加する資本金の額は、2020年8月12日に決定される予定の割当価格を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (6) 割当方法 | 割当価格でみずほ証券株式会社に割当てる。なお、割当価格が募集株式の払込金額を下回る場合は、本第三者割当による募集株式発行を中止する。 |
| (7) 割当価格 | 未定（上記1.における募集株式の引受価額と同一とする。） |
| (8) 申込株数単位 | 上記1.における申込株数単位と同一である。 |
| (9) 払込取扱場所 | 株式会社三井住友銀行 日比谷支店 |
| (10) 前記申込期日までに申込みのない株式については、発行を打ち切るものとする。 | |
| (11) 前記各項を除くほか、本第三者割当による募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。 | |
| (12) 上記3.のオーバーアロットメントによる株式売出しが中止となる場合、本第三者割当による募集株式発行も中止される。 | |

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

【ご参考】

1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

- | | |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 募集株式数 | 当社普通株式 415,000株 |
| (2) 売出株式数 | ① 引受人の買取引受による売出し
当社普通株式 163,000株
② オーバーアロットメントによる売出し (※)
当社普通株式 上限86,700株 |
| (3) 需要の申告期間 | 2020年8月4日(火曜日)から
2020年8月11日(火曜日)まで |
| (4) 価格決定日 | 2020年8月12日(水曜日)
(発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件に基づく需要状況等を勘案した上で決定する。) |
| (5) 申込期間 | 2020年8月13日(木曜日)から
2020年8月18日(火曜日)まで |
| (6) 払込期日 | 2020年8月19日(水曜日) |
| (7) 株式受渡期日 | 2020年8月20日(木曜日) |

(※) オーバーアロットメントによる売出しについて

上記のオーバーアロットメントによる売出しは、公募による募集株式発行及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、みずほ証券株式会社が86,700株を上限株式数として行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は、上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、みずほ証券株式会社が当社株主である重松路威(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2020年7月10日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式86,700株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。

また、みずほ証券株式会社は、2020年8月20日(上場日)から2020年9月17日までの間、貸株人から借入れる株式の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

みずほ証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式については、貸株人から借入れている株式の返還に充当し、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、または発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

2. 今回の募集株式発行による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	13,369,000株
公募による新株式発行による増加株式数	415,000株
公募後の発行済株式総数	13,784,000株
第三者割当による新株式発行による増加株式数	86,700株(最大)
増加後の発行済株式総数	13,870,700株(最大)

3. 調達資金の使途

今回の公募による募集株式発行における上記の手取概算額 495,976 千円(※)については、第三者割当増資の手取概算額上限 105,288 千円(※)と合わせた手取概算額合計上限 601,264 千円について、AI エンジニア等の採用費及び人件費に充当する予定であります。

AI エンジニアリング事業を拡大し、継続的に成長するための、優秀な AI エンジニアをはじめとした人材の採用費及び人件費として 519,000 千円(2021 年 12 月期に 161,000 千円、2022 年 12 月期に 358,000 千円)を充当する予定であります。

上記以外の残額は、事業拡大のための運転資金に充当する予定ですが、具体化している事項はありません。なお、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

(※) 有価証券届出書提出時における想定発行価格 1,320 円を基礎として算出した見込額であります。

4. 株主への利益配分

(1) 利益配分の基本方針

当社は、創業以来配当を実施しておりませんが、株主に対する利益還元は経営の重要課題であると認識しております。しかしながら、当社は未だ成長過程にあると考えており、さらなる内部留保の充実を図り、経営体質の強化、事業拡大のための投資等に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。将来的には、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び当社を取り巻く事業環境を勘案したうえで、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針ですが、現時点においては配当実施の可能性及びその実施時期については未定であります。

(2) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化および事業の継続的な拡大発展を実現させるための資金として、有効に活用し、長期的に企業価値の向上に努めてまいります。

(3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

上記(1)及び(2)に基づき、各事業年度の財政状態と経営成績を勘案しながら、株主への利益還元を継続的かつ安定的に実施してまいりたいと考えておりますが、現時点においては具体的内容について決定しておりません。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

(4) 過去の2決算期間の配当状況

	2018年12月期	2019年12月期
1株当たり当期純損失(△)	△15.76円	△10.59円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	—円 (—円)	—円 (—円)
実績配当性向	—%	—%
自己資本当期純利益率	—%	—%
純資産配当率	—%	—%

(注) 1. 上記各数値は当社単体決算情報に基づき記載しております。

2. 1株当たり当期純損失(△)は、期中平均株式数に基づき算出しております。

3. 1株当たり配当額(1株当たり中間配当額)、実績配当性向及び純資産配当率については、配当を実施していないため、記載しておりません。

4. 自己資本当期純利益率は、当期純損失が計上されているため、記載しておりません。

5. 当社は2018年1月22日設立のため、2018年12月期は2018年1月22日から2018年12月31日までの11か月と10日間となります。

6. 当社は、2020年3月27日開催の取締役会決議により、2020年4月15日付で株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。2018年12月期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定し、1株当たり当期純損失(△)を算定しております。

5. ロックアップについて

公募による募集株式発行並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である重松路威、当社株主であるオフィス重松株式会社、並びに当社新株予約権者である佐々木雄一、染原友博、周涵及び竹村実穂は、みずほ証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む。)後90日目の2020年11月17日までの期間中、みずほ証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却(ただし、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。)等を行わない旨合意しております。

当社株主である UTEC 4号投資事業有限責任組合は、みずほ証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む。)後90日目の2020年11月17日までの期間中、みずほ証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却(ただし、その売却価格が本募集における発行価格の1.5倍以上であって、東京証券取引所における初値が形成された後にみずほ証券株式会社を通して行う東京証券取引所における売却等は除く。)等を行わない旨合意しております。

また、当社はみずほ証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む。)後180日目の2021年2月15日までの期間中、みずほ証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行(ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、2020年7月10日開催の当社取締役会において決議されたみずほ証券株式会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。)等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、みずほ証券株式会社は上記90日間又は180日間のロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

6. 配分の基本方針

販売に当たりましては、東京証券取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注)「4. 株主への利益配分」における今後の株主に対する利益配分に係る部分は、一定の配当を約束するものでなく、予想に基づくものです。

以 上

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。